地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年八月二十四日

広島県監査委員　冨　永　健　三
同　下　原　康　充
同　髙　橋　義　則
同　加　賀　美　和　正

監査の結果（平成 21 年７月 31 日決定分）

第１　監査の概要

１　監査の趣旨

監査は，地方自治法第 199 条の規定に基づき，財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

２　監査の実施方法

監査は，実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は，監査委員が監査対象機関へ出向き，提出された監査資料を基に，平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により，関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い，実施しました。また，書面監査は，提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに，必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

３　監査の結果等

監査の結果については，不適正であることが明らかであり，速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として，また，指摘には至らないが，改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか，指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起，問題提起又は要望する事項などは，「付記」として公表しています。

４　監査対象機関

監査対象機関は，次表のとおり，県の機関が８機関です。

<table>
<tr><th></th><th>機関名</th><th>監査実施日</th><th>職員調査日</th><th>監査の方法</th></tr>
<tr><td>1</td><td>小瀬川ダム管理事務協議会</td><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>平成 21 年６月 10 日</td><td>書面監査</td></tr>
<tr><td>2</td><td>安芸津病院</td><td>平成 21 年６月 17 日</td><td>平成 21 年６月 11 日</td><td>実地監査</td></tr>
<tr><td>3</td><td>教育センター※</td><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>平成 21 年６月 16 日</td><td>書面監査</td></tr>
<tr><td>4</td><td>広島井口高等学校</td><td>平成 21 年６月 10 日</td><td>平成 21 年６月３日</td><td>実地監査</td></tr>
<tr><td>5</td><td>神辺旭高等学校</td><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>平成 21 年６月９日</td><td rowspan="2">書面監査</td></tr>
<tr><td>6</td><td>戸手高等学校</td><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>平成 21 年６月 10 日</td></tr>
<tr><td>7</td><td>福山東警察署</td><td>平成 21 年６月９日</td><td>平成 21 年６月９日</td><td rowspan="2">実地監査</td></tr>
<tr><td>8</td><td>三次警察署</td><td>平成 21 年６月 11 日</td><td>平成 21 年６月 11 日</td></tr>
</table>

注　対象機関名のあとに「※」を表記している機関は，抜き打ち的監査を実施した機関です。
（抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず，通知後速やかに実施する監査）

５　監査執行者

平成 21 年６月分の監査執行者は，次の４人です。

山崎　正博，芝　清，髙橋　義則，加賀美　和正

第２　監査の結果

監査の結果は，次のとおりです。

１　小瀬川ダム管理事務協議会

（１）機関の概要

・設置根拠　　小瀬川ダムの管理事務等を共同して行うため，広島県と山口県が地方自治法第252条の２第１項の規定に基づき設置

・主な業務　　小瀬川ダムの操作，維持，修繕その他の管理及び小瀬川の管理の連絡調整

・協議会組織　会長及び委員10人（関係県知事の協議により関係県の職員のうちから選任）

・協議会事務所

　所在地　　広島市中区基町10番52号（広島県土木局土木整備部河川課ダム室内）
　　　　　　（会長の属する県の事務所内に設置）

　職員数　　専任職員なし（土木整備管理課及び河川課ダム室職員４人が事務に従事）

・ダム管理事務所

　所在地　　廿日市市浅原字前中山1030番27

　職員数　　６人（広島県３人，山口県３人）

・小瀬川ダムの概要

　種別　　　　多目的ダム（治水調節，工業用水の供給，発電）

　総貯水容量　1,140万㎥（有効貯水容量　990万㎥）

　形式等　　　重力式コンクリートダム，堤高　49m，堤頂長　158m

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

２　安芸津病院

（１）機関の概要

・主な業務　　県民の健康保持に必要な医療の提供

・所在地　　　東広島市安芸津町三津4388番地

・職員数　　　115人（平成21年４月１日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

・診療科　　　11 科　（内科，小児科，外科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科）

・病床数　　　150床（うち50床を休床。平成21年４月１日現在）

・患者数等の状況（平成20年度）

入　院			外　来	
延患者数	１日平均患者数	病床利用率	延患者数	１日平均患者数
37,695人	103.3人	68.8%	94,355人	388.3人

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア　長期未納（過年度分）について

医業収益（診療収入）において，長期未納（過年度分）のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区　分	長期未納（過年度分）〔監査日現在確認分〕		参　考 平成20年３月末現在	
医業収益（診療収入）	279人	16,121,326円	463人	18,285,057円

イ　小切手の管理について

使用小切手帳が不用となったときは，速やかに，未使用用紙に斜線を朱書した上，「廃棄」と記載しなければならないが，当該事務処理を行っていない不用の小切手帳があった。適正な事務処理に努められたい。

（根拠：広島県病院事業に係る小切手事務取扱規程第16条）

ウ　郵便切手の管理について

郵便切手の購入日と出納簿の受入日が異なっていた。適正な管理に努められたい。

郵便切手の購入・受領・検査日	平成20年４月24日
郵便切手類出納簿に記載された受入日	平成20年４月27日

エ　委託契約における設計金額の積算について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内　容
監視制御設備保守点検業務委託契約（平成21年度）	施設管理業務委託事務処理要綱で定められた積算方法による設計金額の算出を行っていなかった。
駐車場管理システム保守業務委託契約（平成21年度）	設計金額を昨年度契約額と同額として具体的な算出を行っていなかった。
医療ガス配管設備保守点検業務委託契約（平成21年度）	

３　教育センター

（１）機関の概要

- 主な業務　　教育に関する専門的，技術的事項の調査研究，教育関係職員の研修，県立学校及び市町立学校に係る教育指導，高等学校生徒の実習，教育に関する資料の収集等，教育に関する相談，その他教育の振興充実に関し必要な事業
- 所在地　　東広島市八本松南一丁目２番１号
- 組織体制　　５部（総務部，企画部，教科教育部，特別支援教育・教育相談部，教育情報部）
- 職員数　　50人（平成21年４月１日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- 事業実績（平成20年度）

ア　研修事業

区　分			受講者数
教職員研修	専門研修（基礎・実践・課題・総合）		3,390人
	指定研修	教職経験者研修（初任，２年目，６年目，10年）養護教諭を含む	637人
		職能別研修（主任・主事，管理職）	1,518人

	推薦研修	教育総合講座	120 人
		教員長期研修	43 人
	支援研修	サテライト研修	4,079 人
		ヘルプ＆サポート相談事業	375 人
	教養研修（21 世紀教養セミナー：３回実施）		730 人
事務職員研修			764 人
合　計			11,656 人

イ　その他の事業

研究事業（７テーマ），教育相談事業（1,568 件），高等学校生徒実習事業（１校３学科４学級）など

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア　旅費の支給について

研修講師に対する実費弁償（旅費）の支給において，公用車により最寄りの新幹線停車駅（東広島駅）まで講師を送迎したにもかかわらず，それとは異なる新幹線駅での発着として計算し，旅費を支給していた。適正な事務処理に努められたい。

・過支給額　　１人　2,080 円

・支給不足額　１人　2,080 円

イ　児童手当の支給について

児童手当の支給において，６月分まで支給すべきところ支給されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・支給不足額　１人　20,000 円

ウ　委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内　容
自家用電気工作物保安管理業務委託契約（平成 21～22 年度）	・仕様が，施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。 ・委託の設計額の算出について，財産管理課が定める積算基準によらず設計額を積算していた。
固形状一般廃棄物収集運搬業務委託契約（平成 21～22 年度）	
樹木管理業務委託契約（平成 20 年度）	契約書に基づく仕様書により定められた業務内容と，実施報告書による履行内容が異なっていた。

４　広島井口高等学校

（１）機関の概要

・主な業務　　教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地　　　広島市西区井口明神二丁目 11 番１号

・教職員数　　62 人（19 人）

〔平成 21 年５月１日現在で本務者数。（　）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課　程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		320	320	320	960
生徒数（人）		322	319	314	955
充足率（%）		100.6	99.7	98.1	99.5
進学就職	大学・短大	263 人　(85.1%)			
	専修・各種	29 人　(9.4%)			
	就職	4 人　(1.3%)			
	その他	13 人　(4.2%)			
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		0			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成 21 年５月１日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 20 年度（平成 21 年３月末現在）である。

・「退学者」の（　）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア　長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区　分	長期未納（滞納繰越分）［監査日現在確認分］	参　考 平成 20 年３月末現在
高等学校使用料（授業料）	1 人　49,500 円	0 人　0 円

イ　毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物の管理において，毒物及び劇物が飛散し，漏れ，流れ出又は地下にしみ出ることがないように予防することとされているが，流れ出を防ぐ措置がされていないものがあった。適正な管理に努められたい。

・根拠　毒物及び劇物取締法第 11 条第３項

ウ　委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内　容
昇降機保守点検業務委託契約（平成 20～21 年度）	契約書に基づく特記仕様書により，業務の実施前に受託者は業務責任者，法定資格者及び業務担当者を選任し，これらの者に関する事項を書面をもって通知しなければならないが，いずれも提出を受けていなかった。
一般廃棄物処理業務委託契約（平成 20～21 年度）	契約書に基づく特記仕様書により，業務の実施前に受託者は業務責任者及び業務担当者を定め，書面をもって委託者に通知するとともに，年間作業計画書を作成し，委託者の承諾を得なければならないが，いずれも提出を受けておらず，承諾もしていなかった。

消防用設備等保守点検業務委託契約 （平成 20～21 年度）	契約書に基づく特記仕様書により，定められた期日又は業務の実施前に受託者は業務計画書，作業計画書及び緊急対応連絡表を作成し，委託者の承諾を得なければならないが，いずれも提出を受けておらず，承諾もしていなかった。

エ　学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において，次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

1	次の会計において，翌月の 10 日までに行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があり，監査も行っていなかった。（根拠：取扱要綱第５条第２項及び第３項） ・平成 20 年度書道会計
2	次の会計において，翌月の 10 日までに行うべき収支状況の確認・点検等が行われていない月があった。（根拠：取扱要綱第５条第２項） ・平成 20 年度特活図書会計

【意　見】

使用見込みのない毒物・劇物の処分について

長期間使用されていない毒物が保管されていた。今後，使用する見込みのない毒物及び劇物等については，廃棄する必要がある。

５　神辺旭高等学校

（１）機関の概要

・主な業務　　教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地　　福山市神辺町徳田 75 番１号

・教職員数　　54 人（16 人）

〔平成 21 年５月１日現在で本務者数。（　）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課　程		全日制											
学科・学年等		普通科				体育科				計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600	40	40	40	120	240	240	240	720
生徒数（人）		200	199	193	592	40	39	35	114	240	238	228	706
充足率（%）		100.0	99.5	96.5	98.7	100.0	97.5	87.5	95.0	100.0	99.2	95.0	98.1
進学就職	大学・短大	167 人　（84.3%）				17 人　（47.2%）				184 人　（78.6%）			
	専修・各種	27 人　（13.7%）				9 人　（25.0%）				36 人　（15.4%）			
	就職	4 人　（ 2.0%）				10 人　（27.8%）				14 人　（ 6.0%）			
	その他	0 人　（ 0.0%）				0 人　（ 0.0%）				0 人　（ 0.0%）			
退学者（人）		2（1）				0				2（1）			
休学者（人）		1				0				1			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成 21 年５月１日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 20 年度（平成 21 年３月末現在）である。

・「退学者」の（　）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

【意　見】

タクシー券の適正な管理について

県が契約して使用・管理していたタクシー券を，契約満了後も，引き続き保管していた。契約が満了し残ったタクシー券については，返還や廃棄処分を行い，適正な管理を行う必要がある。

６　戸手高等学校

（１）機関の概要

・主な業務　　教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地　　　福山市新市町相方 200 番地

・教職員数　　57 人（24 人）

〔平成 21 年５月１日現在で本務者数。（　）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課　程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		242	222	224	688
充足率（%）		100.8	92.5	93.3	95.6
進学就職	大学・短大	57 人　（26.9%）			
	専修・各種	83 人　（39.2%）			
	就職	64 人　（30.2%）			
	その他	8 人　（ 3.8%）			
退学者（人）		19（4）			
休学者（人）		2			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成 21 年５月１日現在である。

・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 20 年度（平成 21 年３月末現在）である。

・「退学者」の（　）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア　長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区　分	長期未納（滞納繰越分）［監査日現在確認分］		参　考 平成 20 年３月末現在	
高等学校使用料（授業料）	2 人	163,400 円	5 人	538,450 円

イ　学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において，次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

1	次の会計において，起案により定められた点検者により毎月の収支状況の点検等が行われていなかった。（根拠：取扱要綱第４条第２項及び第５条第２項） ・美術会計
2	次の会計において，現金を管理する場合に，現金出納簿が整備されていなかった。（根拠：取扱要綱第４条第１項） ・２学年会計

【意　見】

学校諸費会計における事務処理について

学校諸費会計等の取扱事務において，立替後長期間支出が行われていない事例があった。立替払は例外的な処理であることから，立替後は早期に支出する必要がある。

・生徒会会計

７　福山東警察署

（１）機関の概要

・主な業務　　犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

・所在地　　福山市三吉町南二丁目５番 31 号

・所管区域　　福山市東部（芦田川以東中心部）

・管内面積　　88.527 ㎢

・管内人口　　231,679 人（平成 21 年３月 31 日現在）

・組織体制　　13 課１隊（警務課，留置管理課，会計課，地域企画課，地域第一課，地域第二課，地域第三課，生活安全課，刑事第一課，刑事第二課，交通第一課，交通第二課，警備課，特別警ら隊）

・職員数　　361 人（平成 21 年４月 30 日現在の常勤職員数）

（２）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

８　三次警察署

（１）機関の概要

・主な業務　　犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

・所在地　　三次市十日市中二丁目６番６号

・所管区域　　三次市

・管内面積　　778.19 ㎢

・管内人口　　58,871 人（平成 21 年４月 30 日現在）

・組織体制　　７課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）

・職員数　　87 人（平成 21 年４月 30 日現在の常勤職員数）

（２）監査の結果

【意　見】

現金等の保管について

遺失物の拾得金，返還・引渡準備金は，手提げ金庫に入れて，鍵がかかるキャビネットで保管されていた。

通常の窓口業務終了後は，現金などについては，会計課に備え付けている金庫で保管するなど，亡失やき損を防止するための特段の措置を講じる必要がある。